

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
下館河川河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事
工事地名	伊讃出張所管内

2. 工事内容

1)	発注年月	令和 8年 1月	1 2)	設計年月	令和 8年3月		
2)	事務所名	下館河川事務所 管理課	1 3)	機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
3)	工事番号	0	1 4)	単価適用年月	2026年 3月		
4)	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5)	歩掛適用年月	2026年 3月		
5)	変更回数	0 回	1 6)	前請負工事費			
6)	主 工 種	河川維持工事	1 7)	前 契 約 額		0	
7)	工 事 量		1 8)	調 整 区 分		0	
8)	工 期	731 日間 自 令和 8 年 4 月 1 日 (当初) 至 令和 10 年 3 月 31 日 (0 回変更) 至 令和 年 月 日	1 9)	共通仮設費対象額			
			2 0)	現場管理費対象額			
9)	施 工 県	栃木県	2 1)	一般管理費等対象額			
1 0)	地 区	筑西地区	2 2)	処分費等		540,000	
1 1)	河川・路線	鬼怒川	2 3)	公告日	令和8年1月23日		

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :
河川整備事業費	河川維持修繕費	工事費	鬼怒川
河川整備事業費	河川改修費	工事費	鬼怒川

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
工事価格		式	1		85,380,000			1年目	
工事価格		式	1		85,380,000			2年目	
工事価格		式	1		170,760,000			工事全体	
消費税相当額		式	1		17,076,000				
工事費計		式	1		187,836,000				

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・9 伊讃管内維持管理工事（令和 8 年度）
工事地名	伊讃出張所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8 年 1 月	1 2) 設 計 年 月	令和 8 年 3 月
2) 事務所名	下館河川事務所 管理課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	0000000000	1 4) 単価適用年月	2026 年 3 月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026 年 3 月
5) 変更回数	0 回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731 日間 自 令和 8 年 4 月 1 日 (当初) 至 令和10 年 3 月 31 日 (0 回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	茨城県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	筑西地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	鬼怒川本川	2 2) 処 分 費 等	265, 204
		2 3) 公 告 日	令和 8 年 1 月 23 日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 8 年度） （当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川維持 （令和 8 年度）			式	1		49, 446, 596			
除草工 （令和 8 年度）			式	1		41, 160, 828			
堤防除草工			式	1		41, 160, 828			
除草 1:1. 9以上			m2	3, 510, 000	10. 72	37, 627, 200			単-1号
除草 1:1. 9未満			m2	86, 800	40. 71	3, 533, 628			単-2号
堤防養生工 （令和 8 年度）			式	1		1, 598, 264			
芝養生工			式	1		1, 598, 264			
施肥		高度化成 普通化成 肥料使用量 300kg/万m 2	m2	38, 200	13. 28	507, 296			単-3号
刈取			m2	29, 400	10. 72	315, 168			単-4号
集草			m2	19, 200	10. 81	207, 552			単-5号
積込・荷卸			m2	19, 200	9. 06	173, 952			単-6号
運搬(堤防除草)			m2	19, 200	16. 63	319, 296			単-7号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 8 年度）（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
除草処分		t	5	15,000	75,000			単-8号	
河川維持工 （令和 8 年度）		式	1		6,687,504				
河川敷整備工		式	1		1,647,004				
堆積塵芥収集（人力処理）		m3	10	11,140	111,400			単-9号	
堆積塵芥収集（機械処理）		m3	10	10,380	103,800			単-10号	
堆積塵芥収集（家電リサイクル品）		m3	10	10,960	109,600			単-11号	
分別		式	1		1,132,000			内-1号	
処分費（可燃物）		m3	5	12,000	60,000			単-12号	
処分費（廃プラスチック）		m3	5	22,000	110,000			単-13号	
処分費 テレビ（小）	ブラウン管式 小（15型以下）	台	2	1,338	2,676			単-14号	
処分費 テレビ（大）	ブラウン管式 大（16型以上）	台	2	2,338	4,676			単-15号	
処分費 洗濯機	区分なし	台	2	2,438	4,876			単-16号	

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 8 年度） （当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費 冷蔵庫(小)		小(170L以下)	台	1	3,538	3,538			単-17号
処分費 冷蔵庫(大)		大(171L以上)	台	1	4,438	4,438			単-18号
維持修繕工			式	1		5,040,500			
労務費			式	1		4,728,720			内-2号
機械経費			式	1		307,900			内-3号
材料費			式	1		3,880			内-4号
直接工事費			式	1		49,446,596			
共通仮設費			式	1		3,520,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		3,520,000			
純工事費			式	1		52,966,596			
現場管理費			式	1		16,949,000			
工事原価			式	1		69,915,596			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 8 年度）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
一般管理費等			式	1		12,514,404			
業務委託料			式	1		2,950,000			
工事価格			式	1		85,380,000			
消費税相当額			式	1		8,538,000			
工事費計			式	1		93,918,000			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書

分別

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	30	25,908	777,240			
運転手（一般）		人	10	25,296	252,960			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	日	10	10,180	101,800			
合 計					1,132,000			

一式当たり内訳書

労務費

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
特殊作業員		人	50	27,744	1,387,200			
普通作業員		人	100	25,908	2,590,800			
運転手（特殊）		人	10	30,906	309,060			
運転手（一般）		人	10	25,296	252,960			
交通誘導警備員B		人	10	18,870	188,700			
合 計					4,728,720			

一式当たり内訳書

機械経費

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	日	10	10,180	101,800			
バックホウ [クローラ型・排ガス対策型 (第1次)]	山積0. 4 5 m 3	日	10	20,610	206,100			
合 計					307,900			

一式当たり内訳書

材料費
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土のう	6 2 × 4 8 c m	袋	100	17	1,700			
トラロープ	φ 9 m m	m	100	21.8	2,180			
合 計					3,880			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	除草 1:1.9以上		単位	m2	数量	1	単価	10.72
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハツトカイト式(刈幅150cm)	m 2	1	10.72	10.72		
計						10.72		
単価						10.72	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	除草 1:1.9未満		単位	m2	数量	1	単価	40.71
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カット径255mm) 無し	m 2	1	40.71	40.71		
計						40.71		
単価						40.71	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	施肥	高度化成 普通化成 肥料使用量 300kg/万m2	単位	m2	数量	1	単価	13. 28	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
施肥		全ての費用	m 2	1	13. 28	13. 28			
計						13. 28			
単価						13. 28	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	刈取		単位	m2	数量	1	単価	10. 72
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハットカイト式(刈幅150cm)	m 2	1	10. 72	10. 72		
計						10. 72		
単価						10. 72	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	集草		単位	m2	数量	1	単価	10. 81	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
集草		ハットカイト式(集草幅200cm)	m 2	1	10. 81	10. 81			
計						10. 81			
単価						10. 81	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	積込・荷卸		単位	m2	数量	1	単価	9. 06
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込・荷卸		パッカー車(回転式・積載容量8m3)	m 2	1	9. 06	9. 06		
計						9. 06		
単価						9. 06	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一7号	運搬(堤防除草)		単位	m2	数量	1	単価 16.63
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運搬 (堤防除草)		パ ッカー車(回転式・積載容量8m3) 無し 35.0km以下 全ての費用	m 2	1	16.63	16.63	
計						16.63	
単価						16.63	円/m2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一8号	除草処分		単位	t	数量	1	単価 15,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 (t)			t	1	15,000	15,000	
計						15,000	
単価						15,000	円/t

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	堆積塵芥収集（人力処理）		単位	m3	数量	1	単価	11,140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集（人力処理）		収集・集積・積込み・運搬 木片・空き缶・枯草等のかさ高物や軽量物 無し 16.0km以下 持込 全ての費用	m 3	1	11,140	11,140		
計						11,140		
単価						11,140	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	堆積塵芥収集（機械処理）		単位	m3	数量	1	単価	10,380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集（機械処理）		収集・集積・積込み・運搬 コンクリート塊等の重量物 無し 16.5km以下 持込 全ての費用	m 3	1	10,380	10,380		
計						10,380		
単価						10,380	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一11号	堆積塵芥収集（家電リサイクル品）		単位	m3	数量	1	単価	10, 960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集（人力処理）		収集・集積・積込み・運搬 木片・空き缶・枯草等のかさ高物や軽量物 無し 13. 5km以下 持込 全ての費用	m 3	1	10, 960	10, 960		
計						10, 960		
単価						10, 960	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一12号	処分費（可燃物）		単位	m3	数量	1	単価	12, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		可燃物	m 3	1	12, 000	12, 000		
計						12, 000		
単価						12, 000	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単-13号	処分費（廃プラスチック）			単位	m3	数量	1	単価	22, 000
名称			規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費			廃プラスチック	m 3	1	22, 000	22, 000		
計							22, 000		
単価							22, 000	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	処分費 テレビ（小）	フランク管式 小（15型以下）	単位	台	数量	1	単価	1, 338
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		テレビ（小）	台	1	1, 200	1, 200		
手数料			台	1	138	138		
計						1, 338		
単価						1, 338	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	処分費 テレビ(大)	ブラウン管式 大(16型以上)	単位	台	数量	1	単価	2,338
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		テレビ(大)	台	1	2,200	2,200		
手数料			台	1	138	138		
計						2,338		
単価						2,338	円/台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	処分費 洗濯機	区分なし	単位	台	数量	1	単価	2,438
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		洗濯機	台	1	2,300	2,300		
手数料			台	1	138	138		
計						2,438		
単価						2,438	円/台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一17号	処分費 冷蔵庫(小)	小(170L以下)	単位	台	数量	1	単価	3, 538
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		冷蔵庫(小)	台	1	3, 400	3, 400		
手数料			台	1	138	138		
計						3, 538		
単価						3, 538	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	処分費 冷蔵庫(大)	大(171L以上)	単位	台	数量	1	単価	4, 438
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		冷蔵庫(大)	台	1	4, 300	4, 300		
手数料			台	1	138	138		
計						4, 438		
単価						4, 438	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	15,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		岩倉緑化産業㈱	t	100	15,000	1,500,000		
計						1,500,000		
単価						15,000	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	単位	日	数量	1	単価	10,180
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級						
			供用日	1.28	5,520	7,065		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)						
			供用日	1.28	298	381		
	軽油							
			L	21	130	2,730		
	諸雑費（まるめ）							
			式	1		4		
	計					10,180		
	単価					10,180	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ〔クローラ型・排ガス対策型（第１次）〕	山積０．４５ｍ３	単位	日	数量	1	単価	20,610
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第１次） 山積０．４５ｍ３						
			供用日	1.49	9,470	14,110		
	軽油		L	50	130	6,500		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					20,610		
	単価					20,610	円／日	

鏡

1. 業務名

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（情況把握業務）（R 8 年度）
履行場所	伊讃出張所管内

2. 業務内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	7) 施工県	茨城県
2) 事務所名	下館河川事務所 管理課	8) 地 区	下館地区
3) 業務番号	0000000000	9) 河川・路線	鬼怒川本川
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 0) 設計年月	令和 8年 3月
5) 変更回数		1 1) 労務費一括割増	0%
6) 履行期間	731 日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 10年 3月31日 (第 回変更) 至 年 月 日	1 2) 単価適用年月	令和 8年 3月
		1 3) 歩掛適用年月	令和 8年 3月
		1 4) 前請負業務費	円
		1 5) 前契約額	円
設計説明	業務内容		

3. 予算科目

1) 予算科目	2) 目	3) 目の細分	4) 事業名
---------	------	---------	--------

設計内訳書

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（状況把握業務）（R 8 年度）				業 種 項 目	発注者支援業務等 状況把握業務		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
状況把握業務		式	1		1, 551, 509			
直接人件費 (令和 8 年度)		式	1		1, 467, 414			
事前打合せ		式	1		1, 178, 400			
事前調査・通達訓練		式	1		1, 178, 400			内 1 号
状況把握業務		式	1		289, 014			
状況把握（A 時間）		時間	15	12, 274	184, 110			単 1 号
状況把握（B 時間）		時間	3	9, 456	28, 368			単 2 号
状況把握（C 時間）		時間	3	14, 164	42, 492			単 3 号

設計内訳書

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（状況把握業務）（R 8 年度）				業 種 項 目	発注者支援業務等 状況把握業務		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
状況把握（D時間）		時間	3	11,348	34,044			単 4 号
直接経費（積み上げ分）		式	1		84,095			
直接経費（積み上げ分）		式	1		84,095			
現場経費		式	1		84,095			内 2 号
直接原価（その他原価除く）		式	1		1,551,509			
その他原価		式	1		366,853			
一般管理費等		式	1		1,031,638			
業務価格		式	1		2,950,000			

設計内訳書

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（情況把握業務）（R 8 年度）				業 種 項 目	発注者支援業務等 消費税相当額		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
消費税相当額		式	1		295,000			
業務委託料		式	1		3,245,000			

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 1 号	事前調査・通達訓練						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	技術員		人	24	36, 700	880, 800	
	一般運転手		人	12	24, 800	297, 600	
計						1, 178, 400	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 2 号	現場経費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	通達訓練		式	1		67, 276	
	状況把握		式	1		16, 819	
計						84, 095	

現場経費

2 次 内 訳 書

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026.03 2026.03 1.000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	---

	通達訓練						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
機械経費			式	1		31,248	
	ライトバン 1.5L 運転時間当り損料		時間	96	193	18,528	
	ライトバン 1.5L 供用日当り損料		日	12	1,060	12,720	
材料費			式	1		36,028	
	ガソリン レギュラー		L	259.2	139	36,028	
計						67,276	

現場経費

2 次 内 訳 書

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	状況把握						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
機械経費			式	1		7, 812	
	ライトバン 1. 5L 運転時間当り損料		時間	24	193	4, 632	
	ライトバン 1. 5L 供用日当り損料		日	3	1, 060	3, 180	
材料費			式	1		9, 007	
	ガソリン レギュラー		L	64. 8	139	9, 007	
計						16, 819	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 1 号	状況把握（A時間）		単位	時間	数量	1	単価	12, 274
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	技術員 A時間		時間	2	4, 587	9, 174		
	一般運転手 A時間		時間	1	3, 100	3, 100		
計						12, 274		
単価						12, 274	円／時間	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 2 号	状況把握（B時間）		単位	時間	数量	1	単価	9, 456
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	技術員 B時間		時間	2	3, 153	6, 306		
	一般運転手 B時間		時間	1	3, 150	3, 150		
計						9, 456		
単価						9, 456	円／時間	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 3 号	状況把握（C時間）		単位	時間	数量	1	単価	14,164
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	技術員 C時間		時間	2	5,217	10,434		
	一般運転手 C時間		時間	1	3,730	3,730		
計						14,164		
単価						14,164	円／時間	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 4 号	状況把握（D時間）		単位	時間	数量	1	単価	11,348
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	技術員 D時間		時間	2	3,784	7,568		
	一般運転手 D時間		時間	1	3,780	3,780		
計						11,348		
単価						11,348	円／時間	

事前調査・通達訓練

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	技術員		単位	人	数量	1	単価	36, 700
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		36, 700		
	技術員		人	1	36, 700	36, 700		
計						36, 700		
単価						36, 700	円／人	

事前調査・通達訓練

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	一般運転手		単位	人	数量	1	単価	24, 800
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		24, 800		
	一般運転手		人	1	24, 800	24, 800		
計						24, 800		
単価						24, 800	円／人	

状況把握（A時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	技術員 A時間		単位	時間	数量	1	単価	4, 587
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		4, 587		
	技術員 A時間		時間	1	4, 587	4, 587		
計						4, 587		
単価						4, 587	円／時間	

状況把握（A時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	一般運転手 A時間		単位	時間	数量	1	単価	3, 100
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3, 100		
	一般運転手 A時間		時間	1	3, 100	3, 100		
計						3, 100		
単価						3, 100	円／時間	

状況把握（B時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	技術員 B時間		単位	時間	数量	1	単価	3, 153
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3, 153		
	技術員 B時間		時間	1	3, 153	3, 153		
計						3, 153		
単価						3, 153	円／時間	

状況把握（B時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	一般運転手 B時間		単位	時間	数量	1	単価	3, 150
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3, 150		
	一般運転手 B時間		時間	1	3, 150	3, 150		
計						3, 150		
単価						3, 150	円／時間	

状況把握（C時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	技術員 C時間		単位	時間	数量	1	単価	5,217
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		5,217		
	技術員 C時間		時間	1	5,217	5,217		
計						5,217		
単価						5,217	円／時間	

状況把握（C時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	一般運転手 C時間		単位	時間	数量	1	単価	3,730
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3,730		
	一般運転手 C時間		時間	1	3,730	3,730		
計						3,730		
単価						3,730	円／時間	

状況把握（D時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

	技術員 D時間		単位	時間	数量	1	単価	3,784
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3,784		
	技術員 D時間		時間	1	3,784	3,784		
計						3,784		
単価						3,784	円／時間	

状況把握（D時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

	一般運転手 D時間		単位	時間	数量	1	単価	3,780
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3,780		
	一般運転手 D時間		時間	1	3,780	3,780		
計						3,780		
単価						3,780	円／時間	

鏡

1. 工事名

工事名	R 8・9 伊讃管内維持管理工事（令和 9 年度）
工事地名	伊讃出張所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	下館河川事務所 管理課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	0000000000	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	731日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和10年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	茨城県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	筑西地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	鬼怒川本川	2 2) 処 分 費 等	265,204
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月23日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 9 年度） （当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川維持 （令和 9 年度）			式	1		49, 446, 596			
除草工 （令和 9 年度）			式	1		41, 160, 828			
堤防除草工			式	1		41, 160, 828			
除草 1:1. 9以上			m2	3, 510, 000	10. 72	37, 627, 200			単-1号
除草 1:1. 9未満			m2	86, 800	40. 71	3, 533, 628			単-2号
堤防養生工 （令和 9 年度）			式	1		1, 598, 264			
芝養生工			式	1		1, 598, 264			
施肥		高度化成 普通化成 肥料使用量 300kg/万m 2	m2	38, 200	13. 28	507, 296			単-3号
刈取			m2	29, 400	10. 72	315, 168			単-4号
集草			m2	19, 200	10. 81	207, 552			単-5号
積込・荷卸			m2	19, 200	9. 06	173, 952			単-6号
運搬(堤防除草)			m2	19, 200	16. 63	319, 296			単-7号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 9 年度） （当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
除草処分			t	5	15, 000	75, 000			単-8号
河川維持工 （令和 9 年度）			式	1		6, 687, 504			
河川敷整備工			式	1		1, 647, 004			
堆積塵芥収集（人力処理）			m3	10	11, 140	111, 400			単-9号
堆積塵芥収集（機械処理）			m3	10	10, 380	103, 800			単-10号
堆積塵芥収集（家電リサイクル品）			m3	10	10, 960	109, 600			単-11号
分別			式	1		1, 132, 000			内-1号
処分費（可燃物）			m3	5	12, 000	60, 000			単-12号
処分費（廃プラスチック）			m3	5	22, 000	110, 000			単-13号
処分費 テレビ`（小）		ブラウン管式 小（15型以下）	台	2	1, 338	2, 676			単-14号
処分費 テレビ`（大）		ブラウン管式 大（16型以上）	台	2	2, 338	4, 676			単-15号
処分費 洗濯機		区分なし	台	2	2, 438	4, 876			単-16号

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 9 年度） （当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
処分費 冷蔵庫(小)		小(170L以下)	台	1	3, 538	3, 538			単-17号
処分費 冷蔵庫(大)		大(171L以上)	台	1	4, 438	4, 438			単-18号
維持修繕工			式	1		5, 040, 500			
労務費			式	1		4, 728, 720			内-2号
機械経費			式	1		307, 900			内-3号
材料費			式	1		3, 880			内-4号
直接工事費			式	1		49, 446, 596			
共通仮設費			式	1		3, 520, 000			
共通仮設費（率計上）			式	1		3, 520, 000			
純工事費			式	1		52, 966, 596			
現場管理費			式	1		16, 949, 000			
工事原価			式	1		69, 915, 596			

設計内訳書

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 9 年度）（当 初）					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
一般管理費等			式	1		12, 514, 404			
業務委託料			式	1		2, 950, 000			
工事価格			式	1		85, 380, 000			
消費税相当額			式	1		8, 538, 000			
工事費計			式	1		93, 918, 000			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書

分別

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	30	25,908	777,240			
運転手（一般）		人	10	25,296	252,960			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	日	10	10,180	101,800			
合 計					1,132,000			

一式当たり内訳書

労務費

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数 量 増 減	金 額 増 減	摘 要
特殊作業員		人	50	27,744	1,387,200			
普通作業員		人	100	25,908	2,590,800			
運転手（特殊）		人	10	30,906	309,060			
運転手（一般）		人	10	25,296	252,960			
交通誘導警備員B		人	10	18,870	188,700			
合 計					4,728,720			

一式当たり内訳書

機械経費

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	日	10	10,180	101,800			
バックホウ [クローラ型・排ガス対策型 (第1次)]	山積0. 4 5 m 3	日	10	20,610	206,100			
合 計					307,900			

一式当たり内訳書

材料費
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土のう	6 2 × 4 8 c m	袋	100	17	1,700			
トラロープ	φ 9 m m	m	100	21.8	2,180			
合 計					3,880			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	除草 1:1.9以上		単位	m2	数量	1	単価	10.72
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハツトカイト式(刈幅150cm)	m 2	1	10.72	10.72		
計						10.72		
単価						10.72	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	除草 1:1.9未満		単位	m2	数量	1	単価	40.71
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カット径255mm) 無し	m 2	1	40.71	40.71		
計						40.71		
単価						40.71	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単-3号	施肥	高度化成 普通化成 肥料使用量 300kg/万m2	単位	m2	数量	1	単価	13. 28	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
施肥		全ての費用	m 2	1	13. 28	13. 28			
計						13. 28			
単価						13. 28	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単－4号	刈取		単位	m2	数量	1	単価	10. 72
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハットカイト式(刈幅150cm)	m 2	1	10. 72	10. 72		
計						10. 72		
単価						10. 72	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	集草		単位	m2	数量	1	単価	10. 81	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
集草		ハットカイト式(集草幅200cm)	m 2	1	10. 81	10. 81			
計						10. 81			
単価						10. 81	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一6号	積込・荷卸		単位	m2	数量	1	単価	9.06
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込・荷卸		パッカー車(回転式・積載容量8m3)	m 2	1	9.06	9.06		
計						9.06		
単価						9.06	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一7号	運搬(堤防除草)		単位	m2	数量	1	単価	16.63
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬 (堤防除草)		パ ッカー車(回転式・積載容量8m3) 無し 35.0km以下 全ての費用	m 2	1	16.63	16.63		
計						16.63		
単価						16.63	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	除草処分		単位	t	数量	1	単価	15,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (t)			t	1	15,000	15,000		
計						15,000		
単価						15,000	円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	堆積塵芥収集（人力処理）		単位	m3	数量	1	単価	11,140
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集（人力処理）		収集・集積・積込み・運搬 木片・空き缶・枯草等のかさ高物や軽量物 無し 16.0km以下 持込 全ての費用	m 3	1	11,140	11,140		
計						11,140		
単価						11,140	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	堆積塵芥収集（機械処理）		単位	m3	数量	1	単価	10,380
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集（機械処理）		収集・集積・積込み・運搬 コンクリート塊等の重量物 無し 16.5km以下 持込 全ての費用	m 3	1	10,380	10,380		
計						10,380		
単価						10,380	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	堆積塵芥収集（家電リサイクル品）		単位	m3	数量	1	単価	10,960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
堆積塵芥収集（人力処理）		収集・集積・積込み・運搬 木片・空き缶・枯草等のかさ高物や軽量物 無し 13.5km以下 持込 全ての費用	m 3	1	10,960	10,960		
計						10,960		
単価						10,960	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	処分費（可燃物）		単位	m3	数量	1	単価	12,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		可燃物	m 3	1	12,000	12,000		
計						12,000		
単価						12,000	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単-13号	処分費（廃プラスチック）			単位	m3	数量	1	単価	22, 000
名称			規格		単位	数量	単価	金額	摘要
処分費			廃プラスチック		m 3	1	22, 000	22, 000	
計								22, 000	
単価								22, 000	円／m3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一14号	処分費 テレビ（小）	フランク管式 小（15型以下）	単位	台	数量	1	単価	1, 338
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		テレビ（小）	台	1	1, 200	1, 200		
手数料			台	1	138	138		
計						1, 338		
単価						1, 338	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一15号	処分費 テレビ(大)	ブラウン管式 大(16型以上)	単位	台	数量	1	単価	2, 338
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		テレビ(大)	台	1	2, 200	2, 200		
手数料			台	1	138	138		
計						2, 338		
単価						2, 338	円/台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一16号	処分費 洗濯機	区分なし	単位	台	数量	1	単価	2, 438
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		洗濯機	台	1	2, 300	2, 300		
手数料			台	1	138	138		
計						2, 438		
単価						2, 438	円/台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一17号	処分費 冷蔵庫(小)	小(170L以下)	単位	台	数量	1	単価	3, 538
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		冷蔵庫(小)	台	1	3, 400	3, 400		
手数料			台	1	138	138		
計						3, 538		
単価						3, 538	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	処分費 冷蔵庫(大)	大(171L以上)	単位	台	数量	1	単価	4, 438
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		冷蔵庫(大)	台	1	4, 300	4, 300		
手数料			台	1	138	138		
計						4, 438		
単価						4, 438	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（t）		単位	t	数量	100	単価	15,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費		岩倉緑化産業㈱	t	100	15,000	1,500,000		
計						1,500,000		
単価						15,000	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	単位	日	数量	1	単価	10,180
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級						
			供用日	1.28	5,520	7,065		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)						
			供用日	1.28	298	381		
	軽油							
			L	21	130	2,730		
	諸雑費（まるめ）							
			式	1		4		
	計					10,180		
	単価					10,180	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ〔クローラ型・排ガス対策型（第１次）〕	山積０．４５ｍ３	単位	日	数量	1	単価	20,610
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第１次） 山積０．４５ｍ３						
			供用日	1.49	9,470	14,110		
	軽油		L	50	130	6,500		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					20,610		
	単価					20,610	円／日	

鏡

1. 業務名

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（情況把握業務）（R 9 年度）
履行場所	伊讃出張所管内

2. 業務内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	7) 施工県	茨城県
2) 事務所名	下館河川事務所 管理課	8) 地 区	下館地区
3) 業務番号	0000000000	9) 河川・路線	鬼怒川本川
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 0) 設計年月	令和 8年 3月
5) 変更回数		1 1) 労務費一括割増	0%
6) 履行期間	731 日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 10年 3月31日 (第 回変更) 至 年 月 日	1 2) 単価適用年月	令和 8年 3月
		1 3) 歩掛適用年月	令和 8年 3月
		1 4) 前請負業務費	円
		1 5) 前契約額	円
設計説明	業務内容		

3. 予算科目

1) 予算科目	2) 目	3) 目の細分	4) 事業名
---------	------	---------	--------

設計内訳書

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（状況把握業務）（R 9 年度）				業 種 項 目	発注者支援業務等 状況把握業務		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
状況把握業務		式	1		1, 551, 509			
直接人件費 (令和 9 年度)		式	1		1, 467, 414			
事前打合せ		式	1		1, 178, 400			
事前調査・通達訓練		式	1		1, 178, 400			内 1 号
状況把握業務		式	1		289, 014			
状況把握（A時間）		時間	15	12, 274	184, 110			単 1 号
状況把握（B時間）		時間	3	9, 456	28, 368			単 2 号
状況把握（C時間）		時間	3	14, 164	42, 492			単 3 号

設計内訳書

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（状況把握業務）（R 9 年度）				業 種 項 目	発注者支援業務等 状況把握業務		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
状況把握（D時間）		時間	3	11,348	34,044			単 4 号
直接経費（積み上げ分）		式	1		84,095			
直接経費（積み上げ分）		式	1		84,095			
現場経費		式	1		84,095			内 2 号
直接原価（その他原価除く）		式	1		1,551,509			
その他原価		式	1		366,853			
一般管理費等		式	1		1,031,638			
業務価格		式	1		2,950,000			

設計内訳書

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（状況把握業務）（R 9 年度）				業 種 項 目	発注者支援業務等 消費税相当額		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
消費税相当額		式	1		295,000			
業務委託料		式	1		3,245,000			

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 1 号	事前調査・通達訓練						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	技術員		人	24	36, 700	880, 800	
	一般運転手		人	12	24, 800	297, 600	
計						1, 178, 400	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 2 号	現場経費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	通達訓練		式	1		67, 276	
	状況把握		式	1		16, 819	
計						84, 095	

現場経費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

	通達訓練						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
機械経費			式	1		31, 248	
	ライトバン 1. 5L 運転時間当り損料		時間	96	193	18, 528	
	ライトバン 1. 5L 供用日当り損料		日	12	1, 060	12, 720	
材料費			式	1		36, 028	
	ガソリン レギュラー		L	259. 2	139	36, 028	
計						67, 276	

現場経費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

	状況把握						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
機械経費			式	1		7, 812	
	ライトバン 1. 5L 運転時間当り損料		時間	24	193	4, 632	
	ライトバン 1. 5L 供用日当り損料		日	3	1, 060	3, 180	
材料費			式	1		9, 007	
	ガソリン レギュラー		L	64. 8	139	9, 007	
計						16, 819	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 1 号	状況把握（A時間）		単位	時間	数量	1	単価	12, 274
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	技術員 A時間		時間	2	4, 587	9, 174		
	一般運転手 A時間		時間	1	3, 100	3, 100		
計						12, 274		
単価						12, 274	円／時間	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 2 号	状況把握（B時間）		単位	時間	数量	1	単価	9, 456
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	技術員 B時間		時間	2	3, 153	6, 306		
	一般運転手 B時間		時間	1	3, 150	3, 150		
計						9, 456		
単価						9, 456	円／時間	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 3 号	状況把握（C時間）		単位	時間	数量	1	単価	14,164
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	技術員 C時間		時間	2	5,217	10,434		
	一般運転手 C時間		時間	1	3,730	3,730		
計						14,164		
単価						14,164	円／時間	

1 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

単 4 号	状況把握（D時間）		単位	時間	数量	1	単価	11,348
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	技術員 D時間		時間	2	3,784	7,568		
	一般運転手 D時間		時間	1	3,780	3,780		
計						11,348		
単価						11,348	円／時間	

事前調査・通達訓練

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	技術員		単位	人	数量	1	単価	36, 700
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		36, 700		
	技術員		人	1	36, 700	36, 700		
計						36, 700		
単価						36, 700	円／人	

事前調査・通達訓練

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	一般運転手		単位	人	数量	1	単価	24, 800
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		24, 800		
	一般運転手		人	1	24, 800	24, 800		
計						24, 800		
単価						24, 800	円／人	

状況把握（A時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	技術員 A時間		単位	時間	数量	1	単価	4, 587
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		4, 587		
	技術員 A時間		時間	1	4, 587	4, 587		
計						4, 587		
単価						4, 587	円／時間	

状況把握（A時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	一般運転手 A時間		単位	時間	数量	1	単価	3, 100
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3, 100		
	一般運転手 A時間		時間	1	3, 100	3, 100		
計						3, 100		
単価						3, 100	円／時間	

状況把握（B時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

	技術員 B時間		単位	時間	数量	1	単価	3, 153
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3, 153		
	技術員 B時間		時間	1	3, 153	3, 153		
計						3, 153		
単価						3, 153	円／時間	

状況把握（B時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

	一般運転手 B時間		単位	時間	数量	1	単価	3, 150
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3, 150		
	一般運転手 B時間		時間	1	3, 150	3, 150		
計						3, 150		
単価						3, 150	円／時間	

状況把握（C時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	技術員 C時間		単位	時間	数量	1	単価	5,217
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		5,217		
	技術員 C時間		時間	1	5,217	5,217		
計						5,217		
単価						5,217	円／時間	

状況把握（C時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 03 2026. 03 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0
----------------------------	--

	一般運転手 C時間		単位	時間	数量	1	単価	3,730
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3,730		
	一般運転手 C時間		時間	1	3,730	3,730		
計						3,730		
単価						3,730	円／時間	

状況把握（D時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

	技術員 D時間		単位	時間	数量	1	単価	3,784
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3,784		
	技術員 D時間		時間	1	3,784	3,784		
計						3,784		
単価						3,784	円／時間	

状況把握（D時間）

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 03
歩掛適用年月	2026. 03
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

	一般運転手 D時間		単位	時間	数量	1	単価	3,780
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		3,780		
	一般運転手 D時間		時間	1	3,780	3,780		
計						3,780		
単価						3,780	円／時間	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	49,446,596	直接工事費	49,446,596	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	265,204	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		49,446,596		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		49,181,392			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7.12 %			0 %	
施工地域等補正		0 %	ICT 施工補正		1	
率（補正後）		7.12 %				
計上額		3,520,000			0	0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	49,446,596		
非対象額計（一）	265,204				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	265,204	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					3,520,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	52,966,596	単独（追加工事）直接工事費	49,446,596	単独（追加工事）共通仮設費	3,520,000
非対象額計（一）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	52,966,596	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	52,701,392		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	31.07 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	32 %（31.07% × 週休1.03）		0 %		
計上額	16,949,000		0		0
			5,447,244（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 下館河川事務所 管理課

工事番号 0000000000

第 0 回変更

発注年月 令和08年01月

契約区分 国債（翌債を含む）の分任官

主工種 河川維持工事

工事原価	69,915,596				
純工事費	52,966,596	現場管理費	16,949,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	69,915,596	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	69,650,392	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	69,915,596				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.87 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	12,514,404				
業務委託料等	2,950,000				
調査基準価格	82,379,000				
調査基準価格の100/110	74,890,000	（ 87.71 %）			

業務委託料等（当初）

事務所名	下館河川事務所 管理課	工事番号	0000000000	第 0 回変更	
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	河川維持工事

業務委託料	2,950,000
-------	-----------

諸経費計算書

(発注者支援業務等)

その他原価			直接人件費		α		$(1 - \alpha)$
366,853円	=		1,467,414円	×	20.0%	/	80.0%
業務原価			直接原価（その他原価除く）		その他原価		
1,918,362円	=		1,551,509円	+	366,853円		
一般管理費等（調整前）			業務原価		β		$(1 - \beta)$
1,033,037円	=		1,918,362円	×	35.0%	/	65.0%
一般管理費等			一般管理費等（調整前）		調整額		
1,031,638円	=		1,033,037円	-	1,399円		

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	49,446,596	直接工事費	49,446,596	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	265,204	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		49,446,596		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		49,181,392			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7.12 %			0 %	
施工地域等補正		0 %	ICT 施工補正		1	
率（補正後）		7.12 %				
計上額		3,520,000			0	0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	49,446,596		
非対象額計（一）	265,204				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	265,204	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					3, 520, 000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	52,966,596	単独（追加工事）直接工事費	49,446,596	単独（追加工事）共通仮設費	3,520,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	52,966,596	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	52,701,392		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	31.07％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	32％（31.07％×週休1.03）		0％		
計上額	16,949,000		0		0
			5,447,244（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 下館河川事務所 管理課

工事番号 0000000000

第 0 回変更

発注年月 令和08年01月

契約区分 国債（翌債を含む）の分任官

主工種 河川維持工事

工事原価	69,915,596				
純工事費	52,966,596	現場管理費	16,949,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	69,915,596	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	69,650,392	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	69,915,596				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.87 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	12,514,404				
業務委託料等	2,950,000				
調査基準価格	82,379,000				
調査基準価格の100/110	74,890,000	（ 87.71 %）			

業務委託料等（当初）

事務所名	下館河川事務所 管理課	工事番号	0000000000	第 0 回変更	
発注年月	令和08年01月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	河川維持工事

業務委託料	2,950,000
-------	-----------

諸経費計算書

(発注者支援業務等)

その他原価			直接人件費		α		$(1 - \alpha)$
366,853円	=		1,467,414円	×	20.0%	/	80.0%
業務原価			直接原価（その他原価除く）		その他原価		
1,918,362円	=		1,551,509円	+	366,853円		
一般管理費等（調整前）			業務原価		β		$(1 - \beta)$
1,033,037円	=		1,918,362円	×	35.0%	/	65.0%
一般管理費等			一般管理費等（調整前）		調整額		
1,031,638円	=		1,033,037円	-	1,399円		

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ 9 伊 讚 管 内 維 持 管 理 工 事 （ 令 和 8 年 度 ）

国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所 管理課

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 8 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持 （令和 8 年度）		式		1		
除草工 （令和 8 年度）		式		1		
堤防除草工		式		1		
除草 1:1.9以上		m2		3,510,000		
除草 1:1.9未満		m2		86,800		
堤防養生工 （令和 8 年度）		式		1		
芝養生工		式		1		
施肥	高度化成 普通化成 肥料使用量 300 kg/万m2	m2		38,200		
刈取		m2		29,400		
集草		m2		19,200		
積込・荷卸		m2		19,200		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 8 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
運搬(堤防除草)		m2		19,200		
除草処分		t		5		
河川維持工 (令和 8 年度)		式		1		
河川敷整備工		式		1		
堆積塵芥収集（人力処理）		m3		10		
堆積塵芥収集（機械処理）		m3		10		
堆積塵芥収集（家電リサイクル品）		m3		10		
分別		式		1		
処分費（可燃物）		m3		5		
処分費（廃プラスチック）		m3		5		
処分費 テレビ（小）	ブラウン管式 小（15型以下）	台		2		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 8 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
処分費 テレビ（大）	ブラッ管式 大（16型以上）	台		2		
処分費 洗濯機	区分なし	台		2		
処分費 冷蔵庫（小）	小（170L以下）	台		1		
処分費 冷蔵庫（大）	大（171L以上）	台		1		
維持修繕工		式		1		
労務費		式		1		
機械経費		式		1		
材料費		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 8 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

数 量 総 括 表

業 務 名 R 8 ・ 9 伊 讚 管 内 維 持 管 理 工 事 （ 情 況 把 握 業 務 ） （ R 8 年 度 ）

下 館 河 川 事 務 所 管 理 課

数量総括表

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（状況把握業務）（R 8 年度）					業 種 項 目	発注者支援業務等 状況把握業務
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
状況把握業務		式		1			
直接人件費		式		1			
事前打合せ		式		1			
事前調査・通達訓練		式		1			
状況把握業務		式		1			
状況把握（A時間）		時間		15			
状況把握（B時間）		時間		3			
状況把握（C時間）		時間		3			
状況把握（D時間）		時間		3			
直接経費（積み上げ分）		式		1			
直接経費（積み上げ分）		式		1			

数量総括表

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（状況把握業務）（R 8 年度）					業 種 項 目	発注者支援業務等 状況把握業務
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
現場経費		式		1			
直接原価（その他原価除く）		式		1			
その他原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
業務価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
業務委託料		式		1			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 ・ 9 伊 讃 管 内 維 持 管 理 工 事 （ 令 和 9 年 度 ）

国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所 管理課

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 9 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
河川維持 （令和 9 年度）		式		1		
除草工 （令和 9 年度）		式		1		
堤防除草工		式		1		
除草 1:1.9以上		m2		3, 510, 000		
除草 1:1.9未満		m2		86, 800		
堤防養生工 （令和 9 年度）		式		1		
芝養生工		式		1		
施肥	高度化成 普通化成 肥料使用量 300 kg/万m2	m2		38, 200		
刈取		m2		29, 400		
集草		m2		19, 200		
積込・荷卸		m2		19, 200		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 9 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
運搬(堤防除草)		m2		19,200		
除草処分		t		5		
河川維持工 （令和 9 年度）		式		1		
河川敷整備工		式		1		
堆積塵芥収集（人力処理）		m3		10		
堆積塵芥収集（機械処理）		m3		10		
堆積塵芥収集（家電リサイクル品）		m3		10		
分別		式		1		
処分費（可燃物）		m3		5		
処分費（廃プラスチック）		m3		5		
処分費 テレビ（小）	ブラウン管式 小（15型以下）	台		2		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 9 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
処分費 レビ（大）	ブラッ管式 大（16型以上）	台		2		
処分費 洗濯機	区分なし	台		2		
処分費 冷蔵庫（小）	小（170L以下）	台		1		
処分費 冷蔵庫（大）	大（171L以上）	台		1		
維持修繕工		式		1		
労務費		式		1		
機械経費		式		1		
材料費		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（令和 9 年度） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

数 量 総 括 表

業 務 名 R 8 ・ 9 伊 讚 管 内 維 持 管 理 工 事 （ 情 況 把 握 業 務 ） （ R 9 年 度 ）

下 館 河 川 事 務 所 管 理 課

数量総括表

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（状況把握業務）（R 9 年度）					業 種 項 目	発注者支援業務等 状況把握業務
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
状況把握業務		式		1			
直接人件費		式		1			
事前打合せ		式		1			
事前調査・通達訓練		式		1			
状況把握業務		式		1			
状況把握（A時間）		時間		15			
状況把握（B時間）		時間		3			
状況把握（C時間）		時間		3			
状況把握（D時間）		時間		3			
直接経費（積み上げ分）		式		1			
直接経費（積み上げ分）		式		1			

数量総括表

業務名	R 8 ・ 9 伊讃管内維持管理工事（状況把握業務）（R 9 年度）					業 種 項 目	発注者支援業務等 状況把握業務
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
現場経費		式		1			
直接原価（その他原価除く）		式		1			
その他原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
業務価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
業務委託料		式		1			

R 8 ・ 伊 讃 管 内 維 持 管 理 工 事

【2カ年国債維持工事用】

(当 初) 請 負 工 事 費 計 算 書

	合計		令和 8 年度		令和 9 年度
(1) 直接工事費	98,893,192	=	49,446,596	+	49,446,596
(2) 共通仮設費	7,040,000	=	3,520,000	+	3,520,000
(3) 純工事費	105,933,192	=	52,966,596	+	52,966,596

(1)+(2)

(4) 現場管理費	33,898,000	=	16,949,000	+	16,949,000
(5) 中止期間中の現場維持等の費用	0	=	0	+	0

(6) 工事原価	139,831,192	=	69,915,596	+	69,915,596
(3)+(4)+(5)+(18)					

(7') 一般管理費等 (計上額)	25,028,808	=	12,514,404	+	12,514,404
(8') その他費目計	0	=	0	+	0
(9) 業務委託料等	5,900,000	=	2,950,000	+	2,950,000

(10) 工事価格	170,760,000	=	85,380,000	+	85,380,000
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)					

(11) 消費税相当額	17,076,000	=	8,538,000	+	8,538,000
-------------	------------	---	-----------	---	-----------

(12) 請負工事価格	187,836,000	=	93,918,000	+	93,918,000
(10)+(11)					

(13) 入札書比較価格	170,760,000	=	85,380,000	+	85,380,000
(請負工事費の 100 / 110)					

(14) 調査基準価格	170,038,000	=	85,019,000	+	85,019,000
-------------	-------------	---	------------	---	------------

(15) 調査基準価格の 100 / 110	154,580,000	=	77,290,000	+	77,290,000
(万円未満切り捨て)					

	合計		令和 8 年度		令和 9 年度
(16) 工場製作純工事費	0	=	0	+	0
(17) 工場管理費	0	=	0	+	0
(18) 工場製作原価	0	=	0	+	0
(16)+(17)					

	合計		令和 8 年度		令和 9 年度
((7') 一般管理費等 (計算額))	25,043,766	=	12,521,883	+	12,521,883

令和 8 年度

R 8 ・ 9 伊 讚 管 内 維 持 管 理 工 事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

国土交通省関東地方整備局

下 館 河 川 事 務 所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ①傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ②死亡した場合
- ③退職した場合
- ④真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥契約日から令和9年3月31日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和9年3月1日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
2. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（９）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （４）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （５）特例監理技術者が兼務できる工事は以下の地域内の工事でなければならない。

茨城県：土浦市、古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町

栃木県：宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町
 - （６）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （７）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
 - （９）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。（※「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。）
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出しすること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証

の写しなど)

- 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
- 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(6)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第7条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2011)に準拠する。

起点 栃木県真岡市上谷貝地先

緯度 36° 23' 47" 経度 139° 56' 21"

終点 茨城県下妻市長塚地先

緯度 36° 19' 10" 経度 139° 56' 15"

第8条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、伊讃出張所管内(鬼怒川31.8kmから58.0km、田川0.0kmから1.1km)において、堤防除草等を実施するものである。

主な工種は除草工であり、7,193,600m²を予定している。

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社
	印

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は下館河川事務所のホームページにより公表する。
 - （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第 1 1 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 1 2 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 1 3 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
- ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第15条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第16条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第17条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が高額となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事

材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第18条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第19条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 令和5年3月（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和5年3月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和５年３月）及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）に準ずるが、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和５年３月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和５年３月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はUR（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第20条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- 【推奨する仕様、付属品】
- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 2 1 条 工事現場の現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第 2 2 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- Ⅰ. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- Ⅱ. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止

V. 地下埋設物の損傷事故防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第 23 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第 2 4 条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、共通仕様書第 1 編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、共通仕様書第 1 編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－6 を参考にすること。

防災措置に要する費用については第 1 6 条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第 2 5 条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第26条 架空線等上空施設の事故防止対策について

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

3. 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、以下を想定している。ただし、現地調査等により、下記以外の施設が確認された場合も同様に扱うものとする。

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gi_jyutu/index00000000.html)

第27条 環境対策

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和9年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第28条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第29条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第30条 工期

工期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第31条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んである日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第32条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季

休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

３．天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・１年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

４．技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

５．施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

８．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休２日交替制が未達成の場合は、月単位の週休２日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休２日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休２日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第３３条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求するこ

とができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、下館観測所（国土交通省のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第34条 個人情報の取扱について

（基本的事項）

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

（秘密の保持）

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報

の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

9. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

(管理の確認等)

10. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。
また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

11. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

12. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第35条 新技術の活用（新技術の定義）

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
- 対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
- なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 3 6 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 3 4 条 新技術の活用（新技術の定義）3. 対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 3 4 条 新技術の活用（新技術の定義）3. 対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「ー V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 3 7 条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（１）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２）動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３）機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５）フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式－１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６）費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額

を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和５年３月３日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 38 条 契約後 V E 方式

１．定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．V E 提案の意義及び範囲

（１）受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

（２）以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．V E 提案書の提出

（１）受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式ー 1 ～ 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

②V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

（２）発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（３）受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

（４）V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．V E 提案の審査

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものにつ

いては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否等

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 1 4 日以内に書面(別紙様式ー5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

- (1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「V E 管理費」という。)を削減しないものとする。
- (4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評価の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

第 3 9 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び第 3 4 条「新技術活用(新技術の定義)」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第40条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第2章 総則（土木工事）

第41条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第42条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第43条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場

システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第44条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第45条 工事完成図

工事完成図を下記により作成し、監督職員に提出するものとする。なお、部数は監督職員の指示によるものとする。

1. 規格はA3版（見開き）とする。
2. 製本の表紙はEX5206（青色）とする。

第46条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請取引検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第47条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第48条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第3章 河川維持

第49条 除草工

1. 除草は、「出水期前」及び「台風期」を含む年3回を原則とする。
また、集草・運搬・処分は基本行わないものとする。
ただし、監督職員の指示により除草回数を変更する場合がある。

箇所	令和8年度		令和9年度	
	除草	集草・運搬・処分	除草	集草・運搬・処分
堤外（1：1.9以上）	3	0	3	0
堤内（1：1.9以上）	3	0	3	0
堤外（1：1.9未満）	3	0	3	0
堤内（1：1.9未満）	3	0	3	0
流量観測箇所周辺高水敷	1	0	1	0

除草は、河川堤防等の変状の確認のために実施するものであるため、「出水期前」については6月下旬までに全区間完了させるものとする。

なお、他の除草時期については、別途監督職員より指示するものとする。

2. 刈取り高

- ①草の刈取り高については、機械施工で刈り刃高を設定出来る機種では、刈り刃高を10cm程度に設定し、実施するものとする。
- ②上記によりがたい場合は、監督職員に承諾を得るものとする。
3. キロ杭、境界杭など支障物がある箇所は事前に監督職員に確認するなどを行って先行刈りを行うこと。
4. 堤防除草中、堤防に損傷等異常を発見した場合には、箇所、範囲等必要な情報を速やかに監督職員に報告すること。
5. 除草工の範囲については、監督職員より貸与する三次元展開図（電子媒体）によるものとする。
6. 受注者は三次元展開図について現地との照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。
7. 除草完了後、貸与した三次元展開図は返却するものとする。

第50条 堤防養生工

養生回数及び時期は、下表を原則とする。

箇所	1年目		2・3年目	
	堤外	堤内	堤外	堤内
芝刈（1年目）	0	0	0	0
刈り取り（2・3年目）	0	0	4	4
集草・運搬・処分	0	0	1	1
施肥	0	0	2	2

※ 各工種の時期については監督職員と協議すること。

※芝刈：芝刈り機または肩掛式刈払機などの芝への負担が小さい方法により行い、刈る前の芝の丈の1/3以上は刈り込まないようにすること。

第51条 堤防養生工

1. 刈草は、パッカー車（8m³）を用いて、下記の処分先に運搬し処分することを基本とする。

受入場所：岩倉緑化産業（株）中間処理場

茨城県笠間市池野辺背戸風 2349（運搬距離約 29.0km 以下）

受入時間：8:00 ～ 17:00

受入単価：15,000 円/t

2. 上記より難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第52条 刈草有効活用提供への協力

本工事により発生する堤防刈草は、一般への無償提供を呼びかける予定のため、無償提供の申込みがあった場合は除草及び集草の日程調整を行うなどの協力を行うものとする。なお、詳細については監督職員の指示によるものとする。

第53条 除草工における河川維持の助言

堤防除草工、点検・巡視及び維持工は、河川の維持管理において重要な作業であることから、その品質の向上を図るため、各作業の留意事項に関して「河川維持管理技術者」の資格を有する者から助言を受けるものとする。

特に堤防除草工は、河川堤防の機能を正常に保つため、植生の草丈を抑制し、堤防の変状・異状箇所の発見および点検をしやすくするとともに、出水時の水防活動等を容易にするなど、堤防管理の基礎となる重要な作業であることから、「河川維持管理技術者」からの助言は、原則として工期内における第1回目の堤防除草作業着手前に受けるものとする。

また、助言を受けた内容等を記録し監督職員に提出するとともに、作業計画書・安全教育・訓練やKY活動に活用するものとする。

「河川維持管理者」からの助言は、以下の内容を想定している。

【除草作業】

- ・除草（植生含む）に求められる機能、堤防除草工の必要性
- ・堤防等の損傷・変状等に関する留意事項
- ・堤防法面等への影響を考慮した除草作業時の留意事項
- ・河川特性や地域特性に応じた除草時期に関する留意事項

【点検・巡視】

- ・洪水時巡視や堤防点検に関する留意事項

【維持工】

- ・堤防等の補修に関する留意事項

なお、助言を受ける「河川維持管理技術者」への謝金、旅費交通費等の必要経費は、監督職員と協議の上、決定するものとし設計変更の対象とする。

「河川維持管理技術者」の情報については、一般社団法人河川技術者教育振興機構 HP (<http://www.ree.or.jp/registration-status/>) で公表されている。

第54条 河川敷整備工

1. 可燃物及び安定不燃物については、処分先は中間処分場とし、産業廃棄物管理表（マニフェスト）及び関係諸法規に則り適正に処分されていることを確認し、監督職員に報告するものとする。
2. 分別は塵芥仮置き場での分別作業及び仮置き場から処分場までの運搬とし、作業毎に使用した資機材、労務毎に分類し、実績を考慮し設計変更の対象とする。なお、機械経費、労務費については（別紙ー4）を標準として計上するものとし、作業状況等により、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、分別で使用する機械、材料、労務員数等について書面等により確認を受けるものとする。
4. 家電4品目の処分については、リサイクル券を対象品に貼付し、下記処分先に運搬し、処分するものとする。

①受入場所

会社名：平和貨物運送（株）本社営業所

住 所：茨城県下妻市下木戸 365-1

②受入費

テレビ：1,200 円/台（区分：ブラウン管式小（15 型以下））

テレビ：2,200 円/台（区分：ブラウン管式大（16 型以上））

洗濯機：2,300 円/台（区分：なし）

冷蔵庫：3,400 円/台（区分：小（170 リットル以下））

冷蔵庫：4,300 円/台（区分：大（171 リットル以上））

5. 上記より難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 5 5 条 維持修繕工

1. 維持修繕工は、監督職員の指示に基づく作業を行うものとし、作業毎に使用した機械、材料、労務毎に分類し、実績を考慮し設計変更の対象とする。なお、機械経費、労務費、材料費については（別紙－5）を標準として計上するものとし、作業状況等により、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、監督職員の指示に基づく作業毎に使用する機械、材料、労務員数等について書面等により確認を受けるものとする。
3. その他、監督職員の指示により設計図書に記載されていない工事を行った場合は、別途設計変更により対応するものとする。

第 4 章 その他

第 5 6 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 5 7 条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度 4 の地震が発生した場合。

イ）現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ）現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し、建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに

監督職員へ報告。

第58条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第59条 特定外来生物の処理

本工事区域には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定されている陸生植物「アレチウリ」が生育している。

工事施工上、草刈り、表土の剥取りを行うときは、以下の項目により防除するものとする。

なお、本工事区域内でアレチウリ以外の特定外来生物の生育が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

①処分方法

監督職員の指示によるものとする。

②特定外来生物防除実施者証の携帯

防除実施前に「特定外来生物防除実施者証」交付願を監督職員に提出し、交付を受け、主任（監理）技術者は防除実施時（草刈・集草・運搬）に、これを常に携帯しなければならない。

なお、防除終了時には速やかに監督職員に返却しなければならない。

③看板設置

防除実施にあたっては、別紙ー3「立て看板」を1箇所以上設置するものとする。

詳細については、監督職員と協議するものとする。

第5章 状況把握業務

第60条 用語の定義

本特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。

また、管理技術者を本工事の現場代理人または主任技術者（監理技術者）が兼ねることとする。

2. 「状況把握員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。

3. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第61条 一般留意事項

1. 管理技術者は、本仕様書第64条に示す業務の適正な履行を確保するため、状況把握員を指揮監督しなければならない。
 - 一. 業務の実施にあたって、設計図書等の内容を十分理解し、状況把握区域内についても精通しておかなければならない。
 - 二. 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
2. 管理技術者は、本特記仕様書に定めるところにより監督職員と打合せを行うものとし、その結果について打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 状況把握員は、管理技術者のもとに本特記仕様書第64条のうち監督職員から指示された業務を適正に実施するものとする。

第62条 状況把握員の資格

状況把握員の資格は、下記の条件を満たす者であることとする。また、受注者は状況把握員として必要な資格要件を証明する書面（経歴書等）を提出すること。

区分	資格等
状況把握員	下記の①、②、③、④のいずれかの要件を有する者であること ① 1級土木施工管理技士の資格を有する者。 ② 2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ③ 発注者が上記②と同等以上であると認めた者。 ※③でいう同等とは以下のとおりとする。 ア) 2級建設機械施工技士 イ) 2級造園管理技士 ウ) 2級土木施工管理技術検定試験の受験資格を満たし、うち河川工事に関する実務経験を1年以上有している者 エ) 地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県または政令市が発注した河川の状況把握業務の経験を有している者。 ④ 河川維持管理技術者又は河川点検士の資格を有する者。

第63条 状況把握員の講習

特記仕様書第62条に求める条件を満たさない状況把握員を配置する場合には、災害時において重要な作業であることから、その品質確保を図るため、状況把握における留意事項に関して、「河川維持管理技術者」による以下の講習を受けるものとする。

「河川維持管理技術者」の講習は、業務期間中の業務実施前に受けるとともに、その内容を記録し提出するものとする。

- ① 状況把握業務に関する基礎講習（0.5日／年）
- ② 状況把握業務に関する現場における実務講習（0.5日／年）

※特記仕様書第72条（実施訓練等）とは別に実施するものとする。

講習における「河川維持管理技術者」への謝金、旅費交通費等の経費は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第64条 業務内容

情況把握員の業務内容は、以下のとおりとする。

①出水時の情況把握

出水時の情況把握については、「関東地方整備局出水時河川巡視規則（平成23年12月26日付け国関整河管第127号）」（以下、「出水時巡視規則」という。）によるものとする。

②地震発生後の情況把握

地震発生後の情況把握については、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領（令和4年8月22日付け国関整河管第13号）」（以下「地震点検要領」という。）によるものとする。

③その他

その他、発注者の指示に基づき管理技術者から指示された業務を行う。

第65条 業務の履行範囲

業務の履行範囲は、次に示す河川区域、河川保全区域及び河川予定地（以下「業務履行区域」という）を対象範囲とする。

なお、本業務の履行対象範囲は伊讃出張所管内とする。

出張所名	河川名	下流端キロ杭		上流端キロ杭	
		左岸	右岸	左岸	右岸
伊讃出張所	鬼怒川	31.80	31.80	58.00	58.00
	田川	0.00	0.00	1.10	1.10

第66条 業務計画書

受注者は、業務の実施に先立ち下記の項目について記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

- （１）業務の内容、実施項目
- （２）業務の実施体制
- （３）業務の実施方法
- （４）連絡方法、連絡体制
- （５）その他の業務実施上の必要となる事項

業務計画書には、本特記仕様書第77条情況把握員の安全等に関する事項も含めるものとする。

第67条 情況把握員の班編成

情況把握員の班編成は下記のとおりとし、長時間に亘る場合は、交替班を用意するものとする。また、あらかじめ班毎の名簿を監督職員に提出するものとし、交替班の場合も同様とする。

出張所名	班体制
伊讃出張所	3班（1班あたり、情況把握員2名＋運転手1名）

第68条 状況把握員の携帯品

状況把握員は下記のことを必ず携帯すること。

1. 状況把握記録用紙、地震点検容量及び筆記用具
2. 携帯無線機（替電池付）
3. 身分証明書（腕章）
4. カメラ
5. 照明器具
6. 安全ロープ
7. 鎌、巻尺、ポール（目印用）
8. その他業務の遂行に必要なものについては、監督職員と管理技術者が協議するものとする。なお、発注者貸与品は、出水時巡視規則、地震点検要領、携帯無線機及び替電池、身分証明書（腕章）とする。また、記録用携帯端末（タブレット）を使用する場合は、監督職員と協議し、貸与するものとする。なお、記録用携帯端末（タブレット）の使用にあたっては、国土交通省情報セキュリティポリシー及び関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書を準用するものとする。

第69条 貸与品の使用

貸与品の取扱いについては十分注意することとし、明らかに受注者の責に帰すべき事由による故障・破損・損傷等が発生した場合は、修理等必要な措置を講ずること。

第70条 貸与品の返却

貸与物品は、業務完了後速やかに返還しなければならない。

第71条 身分証明書

状況把握員は、発注者が交付する身分証明書を常に携帯し、部外者からの身分証明書の提示要求があった場合は、これを提示しなければならない。受注者は、業務完了の際に速やかに発注者に交付された身分証明書を返却するものとする。

第72条 実施訓練等

事前に業務履行区域について、現地状況を十分把握するとともに、業務の実施及び連絡方法等について訓練を実施するものとする。

実施日数は2日/年とし、管理技術者立会のもと、交替班の要員を含め、訓練を実施するものとし、日時については監督職員と管理技術者が協議して定める。

なお、訓練のうち1日は洪水を想定した訓練として事務所の訓練に合わせて実施するものとするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第73条 状況把握の出動・開始及び終了

管理技術者が河川情報等により情報を得て、出水時は対象となる水位観測所においてははん濫注意水位を超えると判断された場合、地震時は、対象観測地点で震度５弱以上が観測された場合、状況把握員を出張所等へ出勤させるものとする。

状況把握班の出発及び帰着場所は伊讃出張所とする。

なお、監督職員が不在等のときは、管理技術者が河川情報等により情報を得て状況把握員の出勤を指示するものとする。ただし、状況把握員においても出勤条件を熟知しておくとともに、大規模地震による大規模地震による電話回線の輻輳等により管理技術者の指示が届かない場合を想定し、定められた参集場所に自主的に参集できるよう情報の収集に努めること。

また、状況把握の開始及び終了は、監督職員が管理技術者に指示するものとする。

出水時の観測所毎の集合等の基準

河川名	観測所名	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	左岸	右岸
鬼怒川	佐貫（下）	1.50m	2.30m	自 栃木県塩谷郡塩谷町大字風見 1201番16地先 至 栃木県塩谷郡高根沢町	自 栃木県宇都宮市宮山田町 字カハタニ1302番地 至 栃木県宇都宮市下岡本町
	石井（右）	1.00m	1.50m	自 栃木県宇都宮市板戸町 至 栃木県真岡市上江連	自 栃木県宇都宮市柳田町 至 栃木県小山市大字中河原
	川島	0.00m	1.10m	自 茨城県筑西市下江連 至 茨城県常総市新石下	自 茨城県筑西市下川島 至 茨城県常総市古間木
	鬼怒川 水海道	1.50m	3.50m	自 茨城県筑西市三坂町 至 利根川への合流点	自 茨城県常総市花島町 至 利根川への合流点
田川 放水路	石井（右）	1.00m	1.50m	自 田川分派点 至 鬼怒川への合流点	自 田川分派点 至 鬼怒川への合流点

地震発生後の出張所毎の対象震度発表地点（気象庁発表地点）

出張所名	発表地点
伊讃出張所	栃木県南部
	下野市田中
	真岡市石島
	茨城県南部
	筑西市舟生
	八千代町菅谷
	結城市中央町
	下妻市本城町

第74条 河川情報・地震情報の入手

河川情報（水位、雨量等）・地震情報（各地の震度等）は、電話応答装置、インターネット等により収集するものとする。

電話応答装置（水位、雨量等）：0296-25-2180

0296-25-2152

URL <https://www.river.go.jp/portal/#83>

川の防災情報

<http://www1.river.go.jp/>

水文水質データベース

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.html>

気象庁

震度データベース検索

<http://www.keitai-taisei.ktr.mlit.go.jp/>

関東地方整備局体制発令支援メニュー

<https://www.ktr.mlit.go.jp/>

国土交通省関東地方整備局

<https://weathernews.jp/>

（株）ウェザーニュース

<https://tenki.jp/>

（財）日本気象協会

第75条 状況把握の方法・実施時間

車両により状況把握を実施することを原則とし、速やかに堤防天端等から川表、川裏を同時に把握すること。

ただし、必要に応じて車外にて状況把握を行うものとする。

出水時の状況把握は業務履行区域を原則とし、概ね1時間で1巡するものとする。

また、地震時発生後の状況把握は、地震点検要領に基づくものとする。

状況把握班1班あたりの実施時間は、下表を見込んでいるが、実施時間に増減が生じた場合は、工期末までに精査変更する。

令和8年度

時間帯	勤務時間	実施時間
5:00 ～ 22:00	連続8h以内	5時間
	連続8h以上	1時間
22:00 ～ 5:00	連続8h以内	1時間
	連続8h以上	1時間

令和9年度

時間帯	勤務時間	実施時間
5:00 ～ 22:00	連続8h以内	5時間
	連続8h以上	1時間
22:00 ～ 5:00	連続8h以内	1時間
	連続8h以上	1時間

第76条 監督職員への報告

監督職員への報告は、携帯電話または監督職員より貸与した携帯無線機により直ちに行うものとし、携帯電話または携帯無線機による通信が出来ない場合は、公衆電話等により速やかに連絡するものとする。なお、監督職員への報告は次の通りとする。

- ①状況把握に出動した時。
- ②状況把握が完了した時。
- ③河川管理施設等に異常を発見した場合。
- ④その他、監督職員への報告を要する事象が発生した場合

また、異常に対する初期対応等の必要が生じた場合は、監督職員から管理技術者に指示するものとする。

第77条 状況把握員の安全等

1. 状況把握員は、異常発見に細心の注意を払うものとするが、自身の安全には十分留意すること。
2. 状況把握員は状況把握中において、業務を遂行することが危険と判断される場合は、業務を一時中断し、自らの安全を図るものとする。

また、その旨を管理技術者に報告し、管理技術者は監督職員に報告するものとする。その後の行動については、臨機の処置をとるものとする。

第78条 成果品の提出

受注者は、業務完了後速やかに次の成果品を提出するものとする。

1. 出水時

- | | |
|-----------------|-----|
| ①状況把握状況定時報告（洪水） | 1 部 |
| ②異常発見報告 | 1 部 |
| ③写真集 | 1 式 |

2. 地震発生後

- | | |
|------------------|-----|
| ①状況把握状況定時報告（地震） | 1 部 |
| ②施設点検結果票（異常発見報告） | 1 部 |
| ③写真集 | 1 式 |

3. その他監督職員が指示したもの

1 式

また、受注者は別紙様式－8のとおり業務処理結果報告書を作成し、状況把握終了後、速やかに監督職員に提出するものとする。

第79条 その他

1. 大規模災害の発生時に、周辺道路等に大きな被災が確認され、業務場所に参集困難な時は、対応策を発注者と受注者が協議して定めるものとする。
2. 状況把握員の作業服・安全服・安全靴等常時身につけるものは、受注者で用意すること。
3. 本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合には、監督職員と管理技術者が協議し決定するものとする。

第80条 再委託

1. 本業務の「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - ・業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項、第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

第81条 セキュリティ

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

受注者は、本業務の実施過程において知り得た情報を監督職員の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、業務履行にあたって庁舎 LAN に接続された OA 機器等を使用する必要がある場合には、発注者の指示に従うとともに、使用にあたっては国土交通省情報セキュリティポリシー及び関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順を遵守しなければならない。

ない。

第 8 2 条 ウイルス対策

受注者は、監督職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新しなければならない。

第 8 3 条 業務の履行期間

業務の履行期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、柵製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ☐ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先 1：_____

連絡先 2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

お 知 ら せ

この〇〇工事は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第１１条に基づき、主務大臣等による防除を実施しています。

工 事 名：

工事期間：

受 注 者：

責 任 者：

発 注 者：国土交通省 関東地方整備局
〇〇事務所

対象特定外来生物名：

連絡先：〇〇河川事務所 〇〇出張所 TEL 〇〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

サイズ 縦×横（１，４００×１，０００）とする。

河川敷整備工（分別）内訳書

機械経費

年度	機械名称	規格	単位	数量	摘要
R 8	ダンプトラック運転 [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	日	10	(燃料費含む)
R 9	ダンプトラック運転 [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	日	10	(燃料費含む)

労 務 費

年度	名称	規格	単位	数量	摘要
R 8	普通作業員		人	30	
	一般運転手		人	10	
R 9	普通作業員		人	30	
	一般運転手		人	10	

維持修繕工内訳書

機械経費

年度	機械名称	規格	単位	数量	摘要
R 8	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	日	10	(燃料費含む)
	バックホウ [クローラ型・排ガス対策型 (第1次)]	山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	日	10	(燃料費含む)
R 9	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	日	10	(燃料費含む)
	バックホウ [クローラ型・排ガス対策型 (第1次)]	山積0.45m ³ (平積0.35m ³)	日	10	(燃料費含む)

労務費

年度	名称	規格	単位	数量	摘要
R 8	特殊作業員		人	50	
	普通作業員		人	100	
	特殊運転手		人	10	
	一般運転手		人	10	
	交通誘導員B		人	10	
R 9	特殊作業員		人	50	
	普通作業員		人	100	
	特殊運転手		人	10	
	一般運転手		人	10	
	交通誘導員B		人	10	

材料費

年度	名称	規格	単位	数量	摘要
R 8	土のう	62×48cm	袋	100	
	トラロープ	φ9mm	m	100	
R 9	土のう	62×48cm	袋	100	
	トラロープ	φ9mm	m	100	

出水期施工に関する施工計画書標準的記載項目

番号	項 目	※記載内容のポイント(参考)	備考
1.	出水期施工対象範囲	・図面、工程表を用いて出水期施工対象範囲を具体的に明示	
2.	施工手順	・出水期施工対象範囲の具体的な施工手順を明示 ・有事の機能回復に配慮した部分施工を行う範囲及び手順等を記載	
3.	情報収集・把握	・待避や機能回復等の判断基準となる水位や雨量等の具体的な情報収集の手段を記載	
4.	退避基準	・機能回復措置及び待避を開始する水位、雨量、台風等の判断基準及び待避完了目標を記載 ・退避準備のための体制を確保する時期等を記載。	
5.	退避方法・ルート	・退避対象となる具体的な資機材リスト記載。 ・退避を行うための資機材、労務等(体制)を具体的に記載 ・退避先及び具体的なルートを記載 ・退避に要する時間を待避基準との関係が解るよう具体的に記載	
6.	退避体制及び連絡系統	・機能回復措置及び待避に要する具体的な人員及びその連絡系統を記載	
7.	防災措置	・流出防止措置の具体的な方法を記載 ・部分施工箇所の機能回復を行う具体的な方法を記載	
8.	出来高確認の時期・方法	・出水等の前に出来高確認を行う時期を具体的に記載 ・出水等の前に実施する出来高確認の方法を具体的に記載(発注者立ち会いによる確認の他、受注者の自主確認方法も含む)	

別紙様式－ 0 － 1

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・ 種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 に 対 す る 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

[illegible]

【比較表一 4】

[illegible]

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

労務者の確保計画の比較表

[illegible]

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

建設副産物の搬出等の比較表

[illegible]

【諸経費動向調査（工事費）】

事業内容

注1消費税法で記入してください

金額単位：千円

項目	先決・元請外注	元請	元請外注 合計	1 〇〇建設	2 〇〇建設	3 〇〇建設	4 〇〇建設	5 〇〇建設	6 〇〇建設	7 〇〇建設	8 〇〇建設	9 〇〇建設	10 〇〇建設
(1) 直接工事費	50,873	17,009	33,963	20,914	1,441	8,600	2,850						
(2) 労務費	25,580	13,632	11,948	5,537	1,237	4,054	893						
(3) 機械器具等諸費	9,431	2,643	6,788	5,734	59	820	138						
(4) 資材・機械等運搬・管理費	0	0	0	0	0	0	0						
(5) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(6) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(7) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(8) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(9) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(10) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(11) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(12) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(13) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(14) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(15) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(16) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(17) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(18) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(19) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(20) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(21) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(22) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(23) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(24) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(25) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(26) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(27) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(28) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(29) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(30) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(31) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(32) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(33) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(34) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(35) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(36) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(37) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(38) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(39) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(40) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(41) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(42) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(43) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(44) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(45) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(46) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(47) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(48) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(49) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(50) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(51) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(52) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(53) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(54) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(55) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(56) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(57) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(58) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(59) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(60) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(61) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(62) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(63) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(64) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(65) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(66) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(67) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(68) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(69) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(70) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(71) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(72) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(73) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(74) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(75) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(76) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(77) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(78) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(79) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(80) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(81) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(82) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(83) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(84) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(85) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(86) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(87) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(88) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(89) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(90) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(91) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(92) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(93) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(94) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(95) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(96) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(97) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(98) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(99) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(100) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(101) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(102) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(103) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(104) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(105) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(106) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(107) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(108) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(109) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(110) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(111) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(112) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(113) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(114) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(115) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(116) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(117) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(118) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(119) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(120) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(121) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(122) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(123) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(124) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(125) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(126) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(127) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(128) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(129) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(130) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(131) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(132) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(133) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(134) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(135) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(136) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(137) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(138) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(139) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(140) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(141) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(142) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(143) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(144) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(145) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(146) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						
(147) 労務費	0	0	0	0	0	0	0						

様式－６（１）

年月日：

V E 提 案 書

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきV E提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E 提案の概要		
注）記入欄が不足する場合には、様式－６（１）の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比

【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等
----------------------	-----------------------

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(5) その他

別紙様式-3

様式-6 (3)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

VE 提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－ 6 (4)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

別紙様式－５

平成 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出され
ましたV E提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

			工 事 関 係 書 類				作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議						
作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称	書類作成の根拠	工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	発注者	受注者	指示	通知	受注者	受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎	備 考		
工事着手前	作成書類 の 役割分担	設計 審査会 で 確認	1	【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○								○					令和○年○月○日設計審査会で確認		
			2	【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○								○						令和○年○月○日設計審査会で確認	
			3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－		○		○												土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4	【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－		○		○												令和○年○月○日設計審査会で確認	
			5	【事例】概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－		○		○												令和○年○月○日設計審査会で確認	
			6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－			○					○									令和○年○月○日設計審査会で確認
			7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大規模修正)	共通仕様書1-1-1-15	－		○				○											令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
	契約 図書	設計 図書	8	工事請負契約書	－	－		○															
			9	共通仕様書	－	－		○															
			10	特記仕様書	－	－		○															
			11	発注図面	－	－		○															
			12	現場説明書	－	－		○															
			13	質問回答書	－	－		○															
			14	工事数量総括表	－	－		○															
	契約関係書類		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1									○								
			16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2			○						○							契約書を作成する全ての工事	
			17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3			○						○								
			18	掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4			○						○								電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－			○									○					
			20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－			○									○					
			21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－			○									○					
			22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－			○									○					
			23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	－			○									○					
			24	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－5			○							○							
			25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6			○								○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7								○								契約図書で規定された場合に提出する。	
			27	再生資源利用計画書 →建設資材搬入工事用→	共通仕様書1-1-1-19-4	－			○						○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28	再生資源利用促進計画書 →建設副産物搬出工事用→	共通仕様書1-1-1-19-5	－			○														該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29	建設発生土搬出調査	特記仕様書	－			○						○								
			30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－			○						○								
工事書類	1 施工 計画	① 施工 計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	－		○						○							工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	－			○						○								
				設計図書の照査確認資料 (契約書10条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	－			○						○								
			34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	－			○						○								
			35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		－			○						○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
	2 施工 体制	② 施工 体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－			○					○								・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国機整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の営業業以外は不要	
			37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－			○						○								
			38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－			○						○								
			3 施工 状況	③ 施工 管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9		○													
					40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9			○					○							
41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16			様式－9			○					○										
42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18			様式－9			○					○										
43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20			様式－9			○					○										
44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21			様式－9			○					○										
施工 中			45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10						○									設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要		
			46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	－			○							○							設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎			
										受注者	受注者						監督職員 契約 担当 課		発注者 担当 課
施 工 中	3 施工状況	③ 施工管理	47 段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11		○				○						・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。 ・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
			48 確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12		○				○						ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。		
			49 休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—		○						○				監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。		
		④ 安全管理	50 安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—		○						○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。		
			51 工事事故通報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13		○				○			○			事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。		
			52 工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—		○				○						工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。		
	⑤ 工程管理	53 工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14			○									指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。			
		⑥ 品質管理	54 品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—		○				○								
	契約関係書類	中間前払金	55 認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○				○								
			56 請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○				○								
			57 指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○				○								
		完済部分検査	58 指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○				○								
			59 請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○				○								
			60 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○				○								
		既済部分検査	61 請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○				○							中間技術検査時にも提出する。	
			出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	—		○				○								
			62 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○				○								
		63 請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○				○									
		修補	64 修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○				○								
		部分使用	65 部分使用承諾書	工事請負契約書第32条1項	様式-22		○				○							部分使用がある場合に提出する。	
		工期延期	66 工期延期届	工事請負契約書第18条～22条	様式-23		○				○							工期延期が発生する場合に提出する。	
		支給品 建設機械	支給品	67 支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○				○							支給品を受領した場合に提出する。
				68 支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25		○				○							支給品がある場合に提出する。
	建設機械		69 建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26		○				○							建設機械の貸与がある場合に提出する。	
			70 建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○				○							建設機械の貸与がある場合に提出する。	
	現場発生品		71 現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28		○				○							現場発生品がある場合に提出する。 既済部分検査等の際に提出する。	
	その他	その他	72 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	—		○				○							・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
			73 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—		○					○							
			74 建設発生土搬出調書	特記仕様書	—		○					○							
			75 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○					○							
	76 新技術活用関係資料	特記仕様書	—		○					○							新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
工事完成時	契約関係書類	契約関係書類	77 完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○				○								
			78 引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○				○								
			79 請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○				○								
	工事書類	工事書類	80 出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31		○				○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。		
			81 品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32		○				○						・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。		
			82 品質証明書	特記仕様書	様式-33		○				○						・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要		
			83 工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	—		○				○				☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。 ・総合評価簿記入方式を適用して契約した場合に提出する。		
			84 総合評価実施報告書	特記仕様書	—		○				○						自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。		
			85 創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34		○				○						・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
	工事完成図書	工事完成図書	86 工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	—		○				○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
			87 工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	—		○				○				○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
	その他	その他	88 再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—		○				○						該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
			89 再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—		○				○						該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工事完成後	その他	90 低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	—		○	○				○					「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。			

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能なため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加します。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

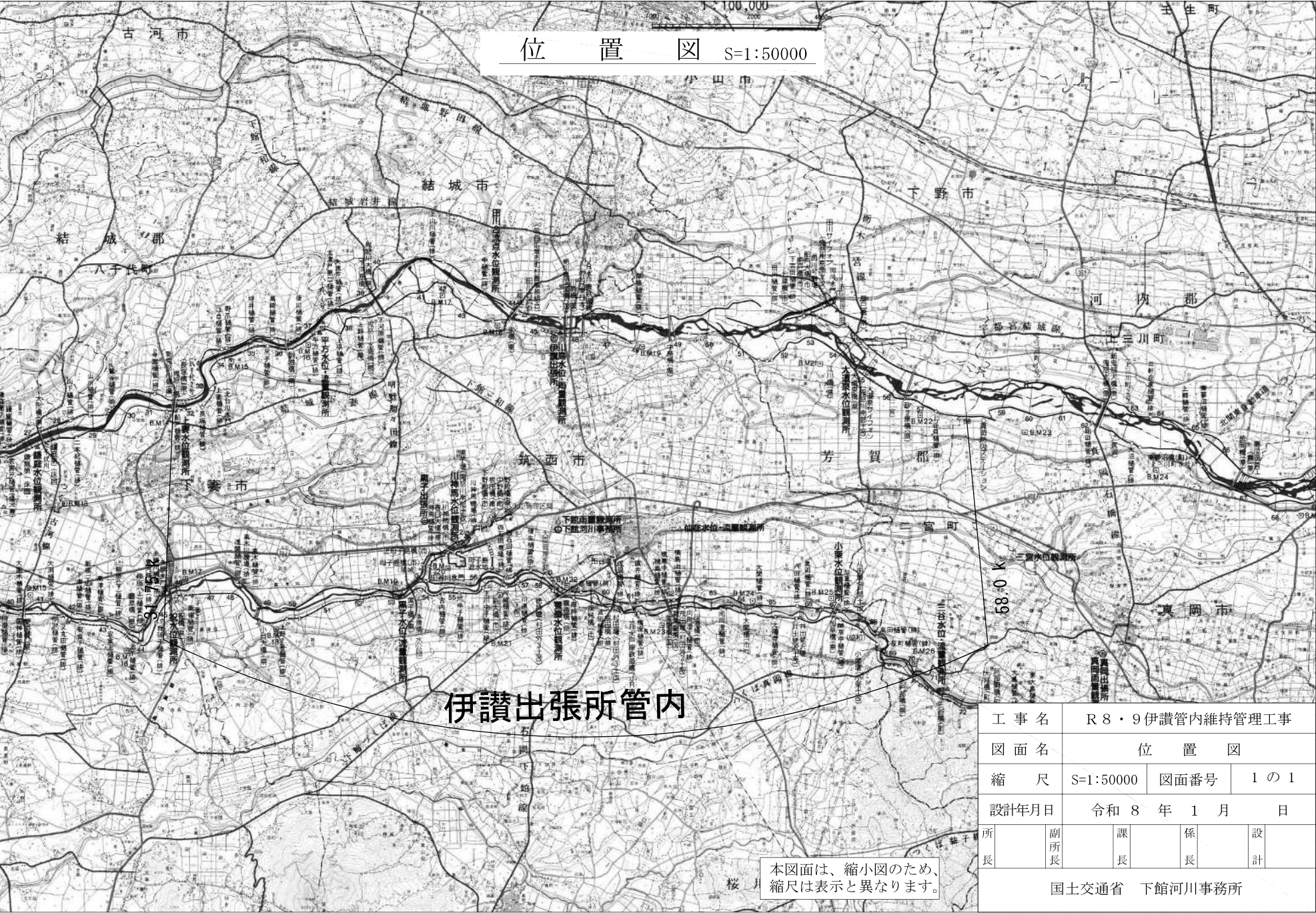
No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加します。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員P Cとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加します。



位置図 S=1:50000

伊讚出張所管内

本図面は、縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工 事 名		R 8 ・ 9 伊 讚 管 内 維 持 管 理 工 事							
図 面 名		位 置 図							
縮 尺		S=1:50000		図面番号		1 の 1			
設計年月日		令和 8 年 1 月 日							
所		副所		課		係		設	
長		長		長		長		計	
国土交通省 下館河川事務所									